

別表十二(八)

「23」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

原子力発電施設解体準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 : 法人名

別表十二(八) 令五・四・一以後終了事業年度分

特定原子力発電施設の名称	1		期首原子力発電施設解体準備金の金額	18	
積立期間	2	・ ・			
当期積立額	3		当期解体費用を支出した場合の益金算入額	19	
積立限度額の計算	4		繰越金		
当期末の解体費用見積額	4		繰越金		
累積限度基準額 (4) × $\frac{90}{100}$	5		繰越金		
前期以前の損金算入額の合計額 (前期以前の(23)の合計)	6		繰越金		
前期以前の積立限度超過額の合計額 (前期以前の(11)の合計)	7		繰越金		
前期以前の累積限度超過取崩額の合計額	8		繰越金		
計 (6) + (7) - (8)	9		繰越金		
積立限度額 (5) - ((9) × $\frac{90}{100}$ ) × $\frac{\text{当期の月数}}{\text{当期以後の積立期間の月数}}$	10		繰越金		
積立限度超過額 (3) - (10)	11		繰越金		
累積限度基準額 (5)	12		繰越金		
前算( )			繰越金		
度			繰越金		
益			繰越金		
超			繰越金		
過			繰越金		
前			繰越金		
超			繰越金		
額			繰越金		
の			繰越金		
計			繰越金		
算			繰越金		
差引原子力発電施設解体準備金の金額 (13) - (14) - (15)	16		当期に生じた差額の合計額 (11) + (27)	28	
当期累積限度超過額 (16) - (12)	17		前期以前分	29	
			当期積立額のうち損金算入額 (3) - (11)	23	
			期末原子力発電施設解体準備金の金額 (18) - (22) + (23)	24	
			貸借対照表に計上されている原子力発電施設解体準備金	25	

「23」欄

原子力発電施設解体準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第57条の4第1項」※1又は「第57条の4第9項」※2
- ② 「区分番号」欄：「00197」
- ③ 「適用額」欄：「23」欄の金額

※1 ※2に該当するもの以外

※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合